

➡ 後期高齢者医療保険料の減免

保険年金課後期高齢者医療班（☎62-5882）

住宅に著しい損害を受けた被保険者からの申請に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合、保険料の減額または免除が受けられます。

* * *

(1) 住宅、家財、そのほかの財産について著しい損害を受けた場合

前年中における被保険者および その世帯に属する被保険者の総所得金額等	減免の割合	
	損害の程度が 10分の5以上	損害の程度が 10分の3以上10分の5未満
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

※損害の程度は計算式により算定します。損害の程度が10分の3未満の場合は、減免対象外。

(2) 世帯主が死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは90日以上入院により、収入が著しく減少した場合。または世帯主の収入が、事業・業務の休廃止、事業における著しい損失、非自発的失業などにより、著しく減少した場合

前年中の世帯主の総所得金額等	減免の割合	
	損害の程度が 10分の8以上	損害の程度が 10分の5以上10分の8未満
150万円以下	全部	10分の8
150万円を超え450万円以下	10分の8	10分の6
450万円を超え700万円以下	10分の6	10分の4

※損害の程度は計算式により算定します。損害の程度が10分の5未満の場合は、減免対象外。

【申請方法】

保険年金課後期高齢者医療班にある減免申請書に、必要事項を記入し提出してください。
※各支所住民室でも受け付けます。

【申請期間】

平成23年7月1日（金）～25日（月）

➡ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の支払い猶予

保険年金課国民健康保険班（☎62-5331）
後期高齢者医療班（☎62-5882）

医療機関を受診した際の自己負担額（一部負担金）の支払いが困難な被災者は、氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで受診ができ、窓口負担の支払いは猶予されます。

* * *

【対象者】

次のいずれかに該当する人

- (1) 住宅が半壊以上の被害を受けた
- (2) 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
- (3) 主たる生計維持者が行方不明である
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

- (6) 福島原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避支持を受け避難または退避している

【猶予期間】

平成23年3月11日（金）から6月までの診療分などについて、平成23年6月30日（木）まで支払いが猶予されます。